

2026年7月6日

その他

【警察庁からのお知らせ】口座売買・送金バイトは犯罪です

預金口座を第三者に売買・譲渡する行為や、正当な理由なく有償で送金を行うこと（いわゆる「送金バイト」）は犯罪です。

増加する特殊詐欺防止対策の一環として、2026年7月10日より、「犯罪収益移転防止法（犯収法）」に基づき、これらの行為に対する罰則が強化・新設されます。

ご自身の口座がマネー・ローンダリング等の犯罪に悪用された場合、意図せず犯罪に関与してしまう恐れがあります。絶対に口座の売買・譲渡や送金バイトに関与しないでください。なお、当行口座の売買・譲渡や、当行口座を利用した送金バイトの疑いがある取引が確認された場合は、預金規定等に基づき、口座取引を制限する等の措置を講じる場合があります。

【罰則の強化】

預金口座の売買・譲渡等に対する罰則：3年以下の拘禁刑、または500万円以下の罰金

【罰則の新設】

送金バイトに対する罰則：2年以下の拘禁刑、または300万円以下の罰金

以上

口座を買ったり、 売ったり...

罰則引上げ!



1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科

※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

罰則の対象行為



① 買う・譲り受ける行為

口座売ると
稼げるのか...



#閉バイト #高収入
#お金 #案件
#即日現金 #高額

② 売る・譲り渡す行為



Utatori@じや @ [redacted] 23分

口座売りませんか？
#案件紹介
#高値買取

SNS

③ 勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
IDやパスワード等



① 預貯金通帳等



暗号資産ウォレット
IDやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

② 暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ID・パスワード等



ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ID・パスワード等

③ その他

他の金融機関でも
口座の開設や利用が
できなくなる場合があります



警察庁
National Police Agency

金融庁
Financial Services Agency



ダメ!!! 「送金犯罪」

※罰則が
創設されます

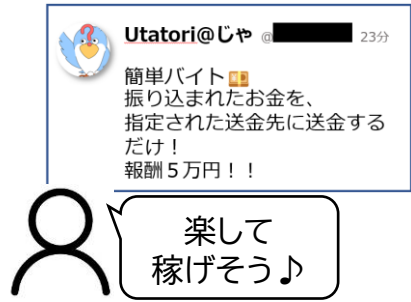


2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科

※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

「送金犯罪」の特徴

① SNS等での募集



② 口座番号の提供

③ 送金と報酬受領



「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、**依頼**や**募集**も犯罪！



ポイント！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を
代表者が決済アプリ
や口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する支
払いに必要な送金を家
族に任せる場合

たかが送金
されど送金
人生を無駄にしないで！

